

特許に関する 2006 年 1 月 19 日付
モンゴル国法律（新版）【仮訳】

2016 年 12 月 1 日改正 2017 年 9 月 1 日施行

目次

第 1 章	総則
第 2 章	発明、意匠又は実用新案の出願の提出及びそれに対する審査の実施
第 3 章	特許又は実用新案の授与
第 4 章	発明、意匠又は実用新案の創造者又は特許若しくは証書保有者の権利
第 5 章	知的財産機関
第 6 章	その他の規定

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

1 この法律の目的は、発明、意匠若しくは実用新案の創造者又は特許若しくは証書保有者の所有権を証明し、発明、意匠又は実用新案の使用と関連する関係を調整することに存する。

第 2 条 特許に関する法令

- 1 特許に関する法令は、モンゴル国憲法、民法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法令の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第 3 条 法的術語の定義

- 1 この法律において使用する次の術語は、次に述べる意義によりこれを理解する。
 - (1) 「発明」とは、自然法則に依拠して企図し、根拠を明らかにし、生産プロセス又は製品にかかわり、発明の水準を含んだ新たなソリューションをいう。
 - (2) 「意匠」とは、製品の外形又は構造にかかわる装飾、色彩又は色彩の組合わせを含み、新たにしかるべく創造した独特のソリューションをいう。
 - (3) 「実用新案」とは、生産に係る用具又は方法にかかわり、生産に使用する可能性のある技術に係る新たなソリューションをいう。
 - (4) 「特許」とは、関係するソリューションが発明又は意匠となることを確定し、創造者が一定の期間においてそれを所有する排他的権利を有することとなることを承認し、国の権限を有する機関が授与する文書をいう。
 - (5) 「実用新案証」とは、権利を有する者が実用新案を所有する排他的権利を有することとなることを承認し、国の権限を有する機関が授与する文書をいう。
 - (6) 「創造者」とは、知的創造性のある活動により発明、意匠又は実用新案を創造した個人をいう。

- (7) 「当初日」とは、発明、意匠又は実用新案の出願を知的財産に係る事項を所管する国家行政機関において最初に受理した年月日をいう。
- (8) 「出願人」とは、発明、意匠又は実用新案の権利の保護を行わせ、パテント又は証書を取得するために出願する創造者又はその者から権利を移転して取得した個人若しくは法人をいう。
- (9) 「優先日」とは、出願の当初日前に工業所有権を保護することに関するパリ条約又は世界貿易機関のメンバーであるいずれかの国に当該発明又は意匠の登録を受けるために出願した年月日をいう。
- (10) 「パテント又は証書保有者」とは、発明若しくは意匠のパテント、実用新案証又はそれと関連する排他的権利を法律所定の根拠及び手続に従い取得した創造者又はその者から権利を移転して取得した者をいう。
- (11) 「審査官」とは、自然又は技術に係る学問の高等教育を受け、知的財産の分野において2年以上活動し、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関の権限を有する職員をいう。
- (12) 「類似意匠」とは、過去に保護された意匠と大部分の属性により類似する意匠をいう。
- (13) 「ライセンス」とは、パテントが授与された発明若しくは意匠又は証書のある実用新案を他人に使用させる条件で付与する許諾をいう。
- (14) 「排他的ライセンス」とは、パテントが授与された発明若しくは意匠又は証書のある実用新案をパテント又は証書保有者が第三者には同時に使用させない条件で契約に基づき他人に使用させる許諾をいう。
- (15) 「強制的ライセンス」とは、国の安全、国防、人の食料の保障若しくは健康の保護等の社会的な不可欠な需要又は法律所定のその他の条件に従い創造者又は権利保有者にしかるべき対価を支払い、国の権限を有する機関の決定により発明、実用新案又は意匠を他人に使用させる許諾をいう。
- (16) 「モンゴル国の国際条約」とは、工業所有権を保護することに関する1883年のパリ条約、それに導入された変更又は追加、意匠の国際寄託に関する1960年のハーグ協定、特許の国際協力に係る1970年の条約、発明の国際的分類を決定することに関する1971年のストラスブルグ協定、意匠の国際的分類を決定することに関する1968年のロカルノ協定、世界貿易機関の知的所有権取引にかかわる1994年の協定及びモンゴル国が加入したその他の国際条約又は協定をいう。
- (17) 「特許協力条約に適合してモンゴル国を指定して提出した国際出願」とは、優先日のある、特許協力条約に従い提出した発明又は実用新案の出願をいう。

第4条 発明パテントを授与する項目及び基準

- 1 発明の水準を含み、生産に使用する可能性のある新たな生産プロセス若しくは新たな製品の創造者又はその者から権利を移転して取得した個人若しくは法人に対しては、パテントを授与する。
- 2 技術に関するその時の水準より優位性のあることが証明された生産プロセス又は製品は、これを「新規である」と認定する。
- 3 「発明の水準を含む」ということにおける発明は、関連する専門家の分野において区別される優位性を審査官が確定した状況を意味する。
- 4 当該発明を生産のいずれかの分野において使用することができるレベルである場合には、「生産に使用する可能性がある」と認定する。
- 5 発明の新規性を技術的水準について確定するため、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に当該発明の当初日前に提出された出願又は権利の保護が行われ

た発明若しくは実用新案の情報に係る証憑を利用する。

6 パテント審査官は、第1項所定の基準を決定するのにおいて国際的な事前審査機関が発明又は実用新案の出願について下した結論を承認することができる。

7 次の項目は、これを発明と認定しない。

- (1) 発見、科学理論及び数学的方法
- (2) コンピュータ・プログラム及びアルゴリズム
- (3) 経済活動、知的行為又はゲーム等にかかわるスキーム、規則又は方法
- (4) 社会的規則・制度、風俗習慣、自然環境又は人の健康に反するソリューション
- (5) 人、家畜又は動物の治療又は診断法
- (6) 微生物以外の他の動植物又はそれらを生じさせて取得する生物学的方法

8 第2項所定の「新規である」という基準には、当該創造を表示する特徴が出願の当初日まで公衆に明らかでないという条件を適用する。

9 第7項第(6)号には、非生物学及びマイクロ生物学の活動は、属しない。

第5条 意匠パテントを授与する基準

1 意匠が新規であり、装飾的であり、かつ、独特の形状を有する場合には、創造者又はその者から権利を移転して取得した個人又は法人にパテントを授与する。

2 意匠を保護するのにおいては、次の特徴を考慮して検討する。

- (1) 意匠の特徴が出願の当初日まで公衆に知られていなかった場合には、これを「新規である」と認定する。
- (2) 意匠の特徴が知的創造性を含んでいる場合には、これを「独特の形状」を有すると認定する。
- (3) 意匠の特徴には、当該製品の外観の美的な、又は調和的特性を適用する。

3 関係する意匠にかかわるソリューションが製品の基本的目的にかかわる場合には、パテントは、これを授与しない。

4 次のソリューションは、これを意匠と認定しない。

- (1) 国章、国旗、国印、国賞若しくは国家勲章、外国の国旗若しくは標識又は国際機関の標識若しくは象徴と同一の、又は類似するデザイン
- (2) 社会的利益又は道徳に抵触するもの
- (3) 他人のビジネス活動に損害をもたらすようなもの

第6条 実用新案証を授与する項目及び基準

1 実用新案が新規であり、生産に使用する可能性のある場合には、創造者又はその者から権利を移転して取得した個人又は法人に対し証書を授与する。

2 技術に関するその時の水準より優位性のあることが証明された実用新案は、これを「新規である」と認定する。

3 実用新案が生産のいずれかの分野において使用することのできるレベルである場合には、「生産に使用する可能性がある」と認定する。

4 実用新案の特徴が出願の当初日まで公衆に知られていなかった場合には、これを「新規である」と認定する。

5 次の項目は、これを実用新案と認定しない。

- (1) 実用新案を登録する前にモンゴル国において当該ソリューションが公衆に知られており、又は導入されて使用されたもの
- (2) 従前に我が国において、又は外国において刊行して発表されたもの
- (3) 社会的利益又は道徳に抵触するソリューション

6 第4条第7項の規定は、実用新案証を授与するのにおいてこれを準用する。

第2章 発明、意匠又は実用新案の出願の提出及びそれに対する審査の実施
第7条 発明、意匠又は実用新案の出願の提出

- 1 発明、意匠又は実用新案の出願は、創造者又はその者から権利を移転して取得した個人若しくは法人が知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に対しこれを提出する。
- 2 発明、意匠又は実用新案については、それぞれ出願を提出するものとし、また1つの用途を有し、結合状況で使用される発明、意匠又は実用新案については、1つの出願を提出することができる。
- 3 発明の出願は、願書並びに次の内容のある発明の明細書、クレーム及び要約書によりこれを構成し、かつ、必要であれば、願書に関連する図面又は権限を有する機関の判定を添付する。
 - (1) 発明の明細書は、発明により引き上げた目的に到達するのにおいて、当該ソリューション前の技能又は技術の水準から顕著に区別される特徴、かかわる分野の専門的使用者にその優位性又は新たな創造性を利用する最も適切な方法を十分に、かつ、完全にわかりやすく提出する総体的情報を含む。
 - (2) 発明のクレームは、当該発明の顕著に区別される特徴及び権利保護の範囲を定め、わかりやすく、簡要であり、具体的であり、かつ、1つの発明は、1つ以上のクレームを有することができる。
 - (3) 明細書及び図面は、クレームの内容を詳細に説明する。
 - (4) 要約書は、当該発明について情報を与える目的を有するものとし、かつ、それを発明の権利保護の範囲を定めるのに利用しない。
- 4 意匠の出願は、願書、意匠の図面及び明細書によりこれを構成し、かつ、必要であるならば、図面又は明細書に関連するその他の資料を添付する。
- 5 実用新案の出願は、願書、明細書、クレーム、説明及び図面によりこれを構成し、かつ、実用新案のクレームは、当該ソリューションの区別される特徴を確定し、権利保護の範囲を定める。
- 6 発明、意匠又は実用新案の願書には、発明、意匠又は実用新案の創造者、出願人及びそれらの者の委任された代理人の名称及び住所、パテントを取得する旨の申請並びに発明、意匠又は実用新案の名称を表示する。
- 7 創造者でない者が出願を提出した場合には、パテント又は証書を取得する権利を説明する証憑を添付する。
- 8 人の食料の保障又は衛生に関連する発明、意匠又は実用新案に関しては、人の健康又は身体に損害をもたらさないことを証明した衛生又は伝染研究機関の判定書又は確認書を添付する。
- 9 出願人は、願書に国、地区又は国際的出願日を優先日により定めることに関する申請を提出することができ、かつ、この場合には、優先日を申請して提出した出願の写しを添付する。
- 10 優先日を定める申請を提出するのにおいては、発明又は実用新案の出願に国際的調査又は事前審査結論を添付する。
- 11 発明、意匠又は実用新案の出願には、手数料を納付した証憑を添付する。
- 12 出願人は、委託された代理人を通じて代理させることができる。
- 13 委託された代理人の権利及び義務は、民法所定の要求を満たした委任状によりこれを確定する。
- 14 出願は、モンゴル語によりこれを作成し、かつ、他の言語で作成した場合には、出願人は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に当該出願を送付した日か

ら2か月以内にモンゴル語を翻訳して交付する。

- 15 前項所定の期間に出願を翻訳して交付しなかった場合には、出願を提出しなかったものとみなす。
- 16 国際的な1つの分類にかかわる同一の、又は類似する50までの意匠は、これを1つの出願により出願することができる。
- 17 出願人は、出願について最終的査定が発出されるまでの期間において出願を取り下げることができる。

第8条 発明、意匠又は実用新案の出願の電子的形式による提出

- 1 発明、意匠又は実用新案の出願は、出願人がこれを電子的形式により提出することができ、かつ、この場合には、出願は、前条又は知的財産に係る事項を所管する国家行政機関が承認した手続所定の要求を満たしたものである。
- 2 前項所定の出願は、ソフトディスク又は情報電子形式のその他の手段によりこれを送付することができる。
- 3 電子形式により送付した出願の当初日は、当該出願がこの法律所定の要求を満たし、かつ、必要な証憑を添付した条件で取得した関連する従業者の署名及び番号のある証憑に基づいてこれを定める。
- 4 電子形式により送付した出願と関連する決定は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関が電子形式によりこれを伝送し、当該機関の長が電子署名を用いることができる。

第9条 特許協力条約に従った国際出願の提出

- 1 モンゴル国を指定して提出した発明又は実用新案の国際出願の当初日は、この法律又は特許協力条約に従い登録を受けた国際機関の登録日をもってこれを定める。
- 2 モンゴル国の個人、モンゴル国に居住している外国の個人又は無国籍者の提出した国際出願に関しては、受理者である機関は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関又は世界知的所有権機関である。
- 3 出願人は、国際出願を受理者である機関に条約所定の言語で提出し、手数料を納付する。
- 4 出願人が国際出願についてモンゴル国の領域において発明パテント又は実用新案証を取得するためにモンゴル国を指定した場合には、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、指定された機関となる。
- 5 出願人が国際出願について国際的事前判定審査を行わせるためにモンゴル国を選定した場合には、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、選定された機関となる。
- 6 選定された機関は、出願について行う事前判定審査の報告を条約所定の期間に取得する。
- 7 モンゴル国を選定した国際出願に関しては、出願人は、特許協力条約の定めに従い事前判定審査の実施開始前に手数料を納付する。
- 8 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、国際出願について行うべきすべての活動を関連する法律、条約又は手続に従い履行する。

第10条 発明、意匠又は実用新案の出願の当初日の決定

- 1 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、発明又は意匠の出願を受理した日後20日以内に、実用新案の出願を受理した日後7日以内に、その形式要件を審査し、第7条所定の要求に適合し、かつ、出願の形式要件を満たしたと認定した場合には、当初日を出願受理日をもって定める。
- 2 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、出願が第7条所定の要求を満た

していないと認める場合には、これに追加又は修正を行う必要があることを出願人に通知する。

- 3 出願人が前項所定の出願を知的財産に係る事項を所管する国家行政機関が受理した日後に発明又は意匠の出願については3か月以内に、実用新案の出願については1か月以内に、追加又は修正を行って送付した場合には、当該出願の当初日は、出願の最初の受理日をもってこれを定める。
- 4 前項所定の期間内に追加及び修正を行わず送付しなかった場合には、当該出願は、これを提出しなかったものとみなす。
- 5 出願人は、優先日に係る権利を申請する場合には、出願を登録した後2か月以内にその旨を書面により通知し、最初の出願の写しを送付する。

第11条 発明又は意匠の出願の実質審査の実施

- 1 出願の当初日を決定した後に、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関の審査官は、当該発明又は意匠が第4条又は第5条所定の基準を満たしたか否かについて実質審査を行う。
- 2 出願人は、出願した発明又はそれと実質的に等しい創造にパテント又は他のいずれかの権利証憑を取得するために外国機関又は国際機関に出願を提出した旨を知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に通知する。
- 3 実質審査実施の過程において、又は最終的決定が出る前に、出願人は、最初に送付した明細書の内容の範囲から逸脱しないように、出願に追加又は変更を行うことができる。
- 4 追加又は変更が出願している発明又は意匠の実質を変更する場合には、新たに出願を提出する。
- 5 出願人の申請により実質審査の実施を延長することができるが、実質審査の実施を延長する期間は、第9項又は第10項所定の期間により制限される。
- 6 実質審査実施の過程において、出願人は、最初に送付した明細書の内容の範囲から逸脱しないように、出願を2つ以上の出願として分割し、又はともに使用される発明、意匠若しくは実用新案の複数の出願を併合することができる。
- 7 前項所定の場合には、出願の当初日又は優先日は、最初の出願をもってこれを定める。
- 8 発明により引き上げたソリューションの創造者は、出願を最終的決定が出る前に実用新案の出願とし、実用新案証を申請した出願を発明の出願としてそれぞれ変更することができるが、かつ、この場合には、当初日は、最初の出願をもってこれを定める。
- 9 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、出願の当初日後9か月以内に実質審査の結論に基づいてパテントを授与するか否かについて査定を発出する。
- 10 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、必要であると認める場合には、前項所定の期間を12か月までの期間で延長することができる。
- 11 パテントを授与する旨が決定された発明の書誌及びクレーム又は意匠の図面は、これをパテント刊行物に登載して公表する。
- 12 発明又は意匠となることが証明されず、保護する可能性がない場合には、パテント授与を拒絶した旨の査定を発出し、かつ、実質審査結論の写しを当該結論が出た日後30日以内に申請人に送達し、出願をパテント・バンクに保存する。

第12条 実用新案の出願についての実質審査の実施

- 1 出願の当初日後1か月以内に第6条所定の要求を満たしたか否か、及び実用新案として登録される可能性があるか否かについて、審査官は、実質審査を行って結論を下す。

- 2 実用新案の出願について実質審査を行うのにおいては、前条第2項及び第3項の定めを準用する。

第3章 パテント又は実用新案証の授与

第13条 発明又は意匠に対するパテントの授与

- 1 発明の書誌及びクレーム又は意匠の図面をパテント刊行物に登載した日から3か月以内に知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に反駁した証拠が到達せず、紛争が生じなかった場合には、パテントを授与する。
- 2 前項所定の期間に証拠が到達し、紛争が生じた場合には、これらをしかるべき手続に従い解決するまで、パテントの授与は、これを延期する。
- 3 個人又は法人が反駁した証拠を送達し、又は紛争が生じた場合には、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関の主任審査官は、不服を受理した日後30日以内に原審査官を参加させることなく、3名の審査官成員とともに当該紛争を再審査して協議し決定し、かつ、原審査官に下された結論を確認する機会を与える。
- 4 前項の定めに従い発出した決定を承認しない場合には、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に付属する紛争審理委員会に不服を申し立てることができる。
- 5 パテントを授与した発明又は意匠は、これを国家登録に登録し、出願をパテント・バンクに保存する。

第14条 実用新案証の授与

- 1 実用新案として登録する可能性があるという審査官の結論が出た日後1か月以内に、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、実用新案証を授与する。

第15条 パテント又は実用新案証の有効期間

- 1 当初日から開始し、発明パテントは20年、意匠パテントは10年、実用新案証は7年の期間においてそれぞれ効力を有する。

第4章 発明、意匠又は実用新案の創造者又はパテント若しくは証書保有者の権利

第16条 発明、意匠又は実用新案の創造者の権利

- 1 発明、意匠又は実用新案の創造者は、次の権利を享有する。
 - (1) 発明、意匠又は実用新案を所有する権利
 - (2) パテント又は証書を取得する権利を他人に移転する権利
 - (3) 発明、意匠又は実用新案に名称を与える権利
 - (4) 発明、意匠又は実用新案の技術文書を起草し、それらを実験し、生産に移転する業務に参加し、監督を行い、知的創造を評価する権利
 - (5) 発明、意匠又は実用新案を使用して取得した他人の収入からしかるべき範囲の対価を取得する権利
- 2 発明又は意匠を共同で創造した創造者は、パテントを取得する権利を共同で享有する。
- 3 発明、意匠又は実用新案の出願又は技術文書を編成し、資金を供与し、又は実験を行う等により支援を供与した者は、これを共同創造者であると認定しない。
- 4 共同創造者は、契約に別段の定めのある場合を除き、出願を提出し、パテント若しくは証書を取得し、創造を使用させ、他人に売却し、移転し、若しくは評価し、又は発明、意匠若しくは実用新案と関連する関係について平等な権利を享有し、かつ、いずれの一方も、他の共同創造者の承諾がなければ、いずれの権利も享有しない。

- 5 同一の発明、意匠又は実用新案をそれぞれにおいて創造した場合には、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に先に出願を提出した創造者（ただし、優先日を通知した場合には、初めて優先日のある出願を提出した創造者）は、パテント又は証書を取得する権利を享有する。
- 6 従業義務を履行し、又は契約により引き受けた義務を履行する過程において創造した発明若しくは意匠のパテント又は実用新案証を取得する権利は、契約に別段の定めのある場合を除き、使用者が享有する。
- 7 使用者が発明、意匠又は実用新案が創造された後 6 か月以内に出願を提出しなかった場合には、創造者は、出願を提出する権利を享有する。
- 8 前項の定めにより創造者が自己の名でパテント又は証書を取得した場合には、使用者は、当該創造を使用するのにおいて、パテント又は証書保有者に対し契約に基づきしかるべき対価を支払う。
- 9 大学又は科学研究機関において国家予算資金により行われた科学研究、実験又はしかるべき創造業務の結果として生じた発明、意匠又は実用新案と関連する関係においては、研究者、その研究室若しくはラボラトリー又は大学若しくは科学研究機関が平等な権利を享有する。
- 10 国家予算資金により行われた科学研究、実験又はしかるべき創造業務の結果として生じた知的財産を国家所有を伴う生産場所に移転したことから取得したロイヤリティ収入は、当該知的財産権の保有者である当該大学又は科学研究機関の年度予算の 5 パーセンを超えない。

第 17 条 パテント又は証書保有者の権利

- 1 パテント又は証書保有者は、発明、意匠又は実用新案を所有する排他的権利を享有する。
- 2 パテント又は証書保有者のある発明、意匠又は実用新案は、パテント又は証書保有者の許諾によりこれを使用する。

第 18 条 発明、意匠又は実用新案の使用

- 1 発明、意匠又は実用新案を使用して製品を生産し、販売し、若しくは使用し、又はこの目的のために保管し、若しくは外国から導入することは、パテント又は証書保有者がこれを禁止する権利を有する。
- 2 パテントを授与した発明若しくは意匠又は証書のある実用新案を次のように使用する場合には、権利保有者の排他的権利を侵害したと認定しない。
 - (1) パテント保有者が自ら、又はその許諾を得て他人が我が国の市場に出した製品を使用する場合
 - (2) 科学研究、教育又は実験の業務に使用する場合
 - (3) 我が国の領域に一時的に、又は偶発的に入って来た他国の運送手段において使用する場合
 - (4) 利益を取得する目的を有しないで使用する場合
- 3 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、権利保護が行われる発明、意匠又は実用新案を効果的に使用する目的のため、発明国家リザーブ・バンクを形成する。
- 4 前項所定のバンクを組成する創造のパテントを保有する権利は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関がパテント保有者と締結した契約に基づいてこれを享有する。

第 19 条 ライセンス契約

- 1 利害関係人は、パテントが授与された発明若しくは意匠又は証書のある実用新案

を使用する場合には、パテント又は証書の保有者とライセンス契約を締結する。

- 2 ライセンス契約により、パテント又は証書の保有者は保護される創造を使用する許諾を創造使用者に対し付与し、創造使用者は契約により定めた対価を支払い、及び契約により規定したその他の義務を引き受ける。
- 3 ライセンス契約においては、次の事項を表示する。
 - (1) 発明、意匠又は実用新案を使用する方法、形式、規模、範囲及び期間
 - (2) 契約当事者双方の権利及び義務
 - (3) 発明、意匠又は実用新案を使用したことに係る対価金額及びそれを支払う方式
 - (4) 契約上の義務を履行しなかった場合に引き受けるべき責任
 - (5) 紛争解決方法
- 4 排他的ライセンスを付与する場合には、ライセンサーは、ライセンシーに対し発明、意匠又は実用新案を使用する排他的権利をライセンス契約に従い付与する。
- 5 通常ライセンスを付与する場合には、ライセンサーは、発明、意匠又は実用新案をライセンシーに使用させるために付与し、パテント又は証書により授与された権利を第三者に対し同時に使用させる権利を有する。
- 6 ライセンス契約は、これを書面により作成し、かつ、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関において登録を受けることにより発効する。
- 7 前項所定の手続に違反した契約又は合意は、効力を生じない。
- 8 パテント保有者は、自己の創造を利害関係人に使用させるライセンスを付与することに関する申請を知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に対し提出することができる。
- 9 ライセンス契約を誠実な競争を制限する条件を付して締結することは、これを禁止する。

第20条 強制的ライセンスの実行

- 1 権利保護が行われる発明、意匠又は実用新案を利害関係人の申請又は知的財産に係る事項を所管する国家行政機関の決定により、次の場合には、強制的ライセンスにより使用することができる。
 - (1) 発明、意匠又は実用新案を国の安全、国防又は人の食料の保障若しくは健康の保護等の社会的な不可欠の需要のために使用する場合
 - (2) 出願の当初日後に4年が経過し、又はパテント若しくは証書を授与した日後3年以内において使用せず、かつ、創造を使用する条件がないことを権利保有者が証明することができない場合
 - (3) ライセンス契約によりパテントを授与した創造を使用する状況が誠実でない競争の性質を含むとパテント保有者が認める場合
- 2 パテント又は証書保有者は、強制的ライセンスを実行することに関する知的財産に係る事項を所管する国家行政機関の決定を承認しない場合には、裁判所に対し訴えを提起することができる。
- 3 強制的ライセンスを実行する契約を締結する条件の下においては、パテント又は証書のある創造を使用する対価は、ライセンシーがパテント又は証書保有書に対しこれを支払う。

第21条 発明、意匠又は実用新案を使用する法人及びパテント保有者の義務

- 1 法人は、発明、意匠又は実用新案を使用したことにより取得した利益及び知的創造の価値を計算した評価を貸借対照表に表示し、生産に係る秘密を保持する。
- 2 知的創造の価値を計算した評価は、財産的保証、担保、投資、株式発行、民営化若しくは競売に導入し、定款資本を組成し、又は保険に加入する等において使用する

ることができる。

- 3 発明若しくは意匠のпатент又は実用新案証の保有者が変更されるのにおいては、その旨を書面により知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に通知するものとし、かつ、当該変更は、第三者の利益を害しない。

第 22 条 国家秘密に関連する発明、意匠又は実用新案

- 1 国の安全を保障し、若しくは国防活動にかかわる国家秘密の特別に重要な秘密又は機密等級にかかわる発明、意匠又は実用新案の出願について諜報中央機関において登録を受けた後に、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関の主任審査官は、受理し、秘密創造について調査又は審査を行う権限を有する審査官に移転して結論を出させ、патентを授与するか否かに係る事項を決定する。
- 2 国家秘密にかかわる発明、意匠又は実用新案は、これを刊行物に登載しない。

第 23 条 патент又はライセンス手数料

- 1 発明、意匠又は実用新案の出願を提出し、патентを有効とし、又はライセンス契約を登録する手数料は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関にこれを納付する。

第 24 条 патент手数料の納付期間

- 1 патентを有効とする手数料は、国家印紙税に関する法令所定の範囲及び期間によりこれを納付する。
- 2 патентを有効とする最初の 3 年の期間の手数料はпатент授与決定が発せられた日から 6 か月以内に、以後の期間の手数料は当該期間開始の 6 か月前までに、それぞれこれを納付する。
- 3 патент保有者がпатентを有効とする手数料を前項所定の期間に納付しなかった場合には、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、当該期間が経過した後 6 か月のグレース・ピリオドを定め、かつ、この場合には、当該期間の手数料に相当する範囲の納付料を追加して納付する。
- 4 патентを有効とする利害関係のある者は、патент保有者の承諾によりпатент手数料を納付することができる。

第 25 条 патентの無効認定

- 1 この法律の定めに従ったпатент又は証書を授与した場合には、紛争解決委員会又は裁判所は、патентを無効とする。
- 2 патентの保有又はпатент手数料の納付を拒絶し、手数料を前条第 3 項所定の期間に納付しなかった場合には、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、патентを無効とする。
- 3 前二項所定の場合には、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、発明、意匠又は実用新案の国家登録にしかるべき変更を導入し、патент刊行物に登載する。
- 4 発明を全く使用しなかった場合において、当該発明をモンゴル国において使用する条件がない旨をпатент保有者が証明することのできなかつたときは、国のコントロールに不可欠な発明、意匠又は実用新案を保有する権利は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に移転する。
- 5 патентを無効とすることに關する申請は、патентが有効である期間にこれを提出する。
- 6 патент手数料を納付しなかった事由によりпатентを無効と認定した状況の下においては、патентが有効である全部の期間内に、патент保有者の申請によりпатентを回復することができる。

第5章 知的財産機関

第26条 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関

- 1 モンゴル国において発明、意匠又は実用新案に係る事項は、政府執行部局即ち知的財産に係る事項を所管する国家行政機関が責任を負い、次の基本的職責を履行する。
 - (1) 発明、意匠又は実用新案の出願を受理し、審査して決定する職責
 - (2) 発明若しくは意匠のпатент又は実用新案証を授与する職責
 - (3) 発明、意匠、実用新案又はライセンス契約の国家登録を処理する職責
 - (4) 発明、意匠又は実用新案の出願に係る統一的バンクを組成する職責
 - (5) 発明、意匠又は実用新案に関する出願を刊行して公表する職責
 - (6) 発明、意匠又は実用新案と関連する紛争を解決するのにおいて必要な照会回答を発給する職責
 - (7) патент又は実用新案証の様式を定める職責
 - (8) 法人又は個人をпатентに関する法律に違反したと認める場合には、関連する機関に通知する職責
 - (9) 法律所定の根拠又は手続に従いпатент又は証書を無効と認定する職責
 - (10) патентに係る法律を執行する業務を権限の範囲内において組成する職責
 - (11) патентに係る事項と関連する申請又は不服を審理して解決する職責
 - (12) 発明、意匠又は実用新案の評価を創造者の申請により証明する職責
 - (13) 知的財産法令の執行に課すべき国家監督を行い、知的財産国家監察官を活動させる職責
 - (14) 所管する事項について機関又は公務員から関連する文書を発行させて取得する職責
 - (15) 知的財産に係る教育又は研究業務を統一した指導又は方法により保障する職責
 - (16) 知的財産に係る委任された代理人をして活動する個人又は法人を選定させ、それらと共同で活動する職責
 - (17) 法律により管轄する紛争を審理して解決する職責
- 2 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関は、活動の収入により経費を支出する。
- 3 知的財産に係る事項を所管する国家行政機関が供与する役務の対価の範囲は、知的財産に係る事項を所管する政府の成員がこれを定める。
- 4 国家行政中央機関又は地方行政機関は、発明、意匠又は実用新案に係る業務を技術政策の構成部分として展開する。

第27条 知的財産に係る委任された代理人（訳注：弁理士を意味する。）

- 1 知的財産に係る委任された代理人は、高等教育を受け、知的財産分野において3年以上活動し、刑事処罰を受けていない25才に到達したモンゴル国民である。
- 2 知的財産に係る委任された代理人は、関連する法令に従い、特別認可証を取得する。
- 3 知的財産に係る委任された代理人の活動手続は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関がこれを承認する。
- 4 知的財産に係る委任された代理人は、発明、意匠、実用新案又は商標に係る権利の保護の代理活動の報告を知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に送付し、かつ、役務の対価の10パーセントを知的財産に係る事項を所管する国家行政機関

に与える。

第6章 その他の規定

第28条 不服又は紛争の解決

- 1 権利保護が行われる創造を不法に使用したことによりもたらした損害を賠償し、又は創造を使用したことの対価を提供させることと関連して生ずるもの以外の紛争は、知的財産に係る事項を所管する国家行政機関に付属する紛争解決委員会が不服を受理した後6か月以内にこれを審理して解決し、回答を書面により通知する。
- 2 紛争解決委員会の決定を承認しなかった場合には、決定を受領した後30日以内に訴えを裁判所に提起する権限を有する。
- 3 紛争解決委員会の活動手続は、知的財産に係る事項を所管する政府の成員がこれを承認する。

第29条 パテントに関する法令に違反し、又は創造者若しくはパテント保有者の権利を侵害した者に引き受けさせるべき責任

- 1 パテントに関する法令に違反したことが刑事責任を引き受けさせない場合には、次の行政処罰を科する。
 - (1) 裁判官又は国家監察官は、個人に対しては1か月の最低労働賃金額に2倍ないし6倍を、法人に対しては1か月の最低労働賃金額に10倍ないし25倍を乗じたものに等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。
 - (2) 裁判官は、故意又は過失のある個人又は公務員を7日ないし14日をもって拘留する。
 - (3) 国家監察官又は裁判官は、侵害のある商品である製品又は物品を没収し、不法に取得した所得を国の収入とし、当該商品を廃棄し、活動を停止させる。
- 2 創造者又はパテント保有者の権利を侵害した者は、モンゴル国の法令所定の責任を引き受ける。
- 3 パテント保有者の権利を侵害したことによりもたらした経済損害を賠償する事項は、モンゴル国民法に従い裁判官がこれを解決する。

第29条 法令違反者に引き受けさせるべき責任（2016年9月1日施行）

- 1 この法律に違反した公務員の行為が犯罪の性質を有しない場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。
- 2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第30条 法律の遡及施行

- 1 この法律は、これを遡及させて施行しない。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)

注：この仮訳はモンゴル語による法令を知るための手がかりとしてのみ作成したものであり、当該法令についていかなる解釈等をも行うためのものではありません。モンゴル法令について正確な理解を求めるためには、当然のことですが、原語による法令によるべきです。